名古屋市告示第632号

道路に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように 道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

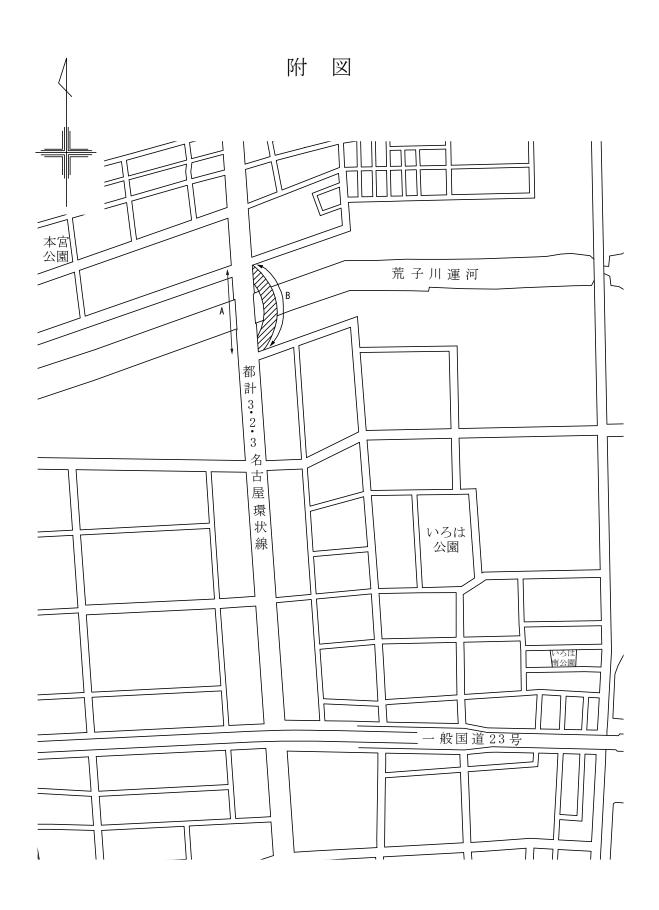
令和 5 年12月21日

名古屋市長 河 村 たかし

道路の区域変更

道路	整理			道	路	の	区	域		
の		路線名	区		間	変更の前	延長	幅員	摘	要
種類	符号					後別	キロメートル	メートル		
市道	A		名古屋市港区本宮町8丁目			前	0. 130	28.50 ~ 32.72	附	図
	A	名古屋環状線	47番地先为	. –	盛町4番地	**	0. 130	$ \begin{array}{c} 28.50 \\ \sim 32.72 \end{array} $		
	В		先まで		「 ^地 後 	0. 130	7.00 ~ 21.00			

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課



凡例

